

自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時未就学の子）について、申立人母及び子は、平成23年3月に福島県外に避難したが、申立人父は、親の面倒を見るなどするためにいわき市にとどまらざるを得なかったこと（申立人父は、平成27年10月に申立人母らの避難先に転居し、同人らと合流した。）、申立人子が障害を有しており、同人らが避難先からいわき市に帰還することは容易でなかったこと等を考慮して、平成23年3月から平成26年3月までの面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分及び駐車場代増加費用の賠償を認めるなどした事例。

（全部）和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2及び同X3（以下、申立人3名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）についての和解金として、金360万6218円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、前項の金員のうち、金10万円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

（1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

（2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年1月21日

（仲介委員 島戸 順子）

別紙

| 損害項目 | 内訳 | 期間 | 金額 |
|----------------------------|---------------|-------------------------------|-----------|
| 平成23年分 | | | |
| 避難費用 | 家財購入費 | 自 H23. 3. 11 至 H23. 12. 31 | 300,000 |
| | 引越し代 | | 53,500 |
| | 面会交通費 | | 201,600 |
| | 二重生活に伴う生活費増加分 | | 270,000 |
| | 駐車場代増加費用 | | 43,500 |
| 申立人X1に係る 就労不能損害 | | 自 H23. 3. 17 至 H23. 4. 30 | 465,383 |
| 平成23年分合計 | | | 1,333,983 |
| 平成24年以降分 | | | |
| 避難費用 | 面会交通費 | 自 H24. 1. 1 至 H26. 3. 31 | 604,800 |
| | 二重生活に伴う生活費増加分 | | 810,000 |
| | 駐車場代増加費用 | | 212,400 |
| 避難雑費 | | | 540,000 |
| 平成24年以降分合計 | | | 2,167,200 |
| その他 | | | |
| 本件和解仲介に係る 弁護士費用 | | | 105,035 |
| 和解金（平成23年分+平成24年以降分合計+その他） | | | 3,606,218 |
| 既払金 | | | 100,000 |
| 支払金 | | | 3,506,218 |